

アクセシブルツーリズム推進支援事業費補助金(二次募集)

1. 概要

本事業は県内の観光事業者等のアクセシブルツーリズム(ユニバーサルツーリズム)の推進に向けた取組みを積極的に行うために必要な経費に対し、補助金を支給するものです。

この度、県内観光事業者等における取組みの更なる推進と、より多くの事業者の皆様にも本制度をご活用いただくため、二次募集を実施いたします。

【本制度の特徴および活用例】

- ・ 工事を伴わない設備導入(備品購入)が対象

本補助金は、改修工事を伴わない「設置・配備が容易な備品の購入」を対象としています。そのため、施設の通常営業を継続しながら、速やかかつ段階的にアクセシブル(誰もが利用しやすい)対応を進めることが可能です。

- ・ 小規模な取組みでの申請も可能

車椅子やスロープ、筆談用具など、必要最小限の備品の購入経費についても1台から申請対象となります。事業規模の大小を問わず、各施設の実情に応じた多様な環境整備に広く活用いただけます。

2. 補助対象者

山形県内の観光事業者等(宿泊事業者、観光立寄施設(市町村管理除く)、観光協会等(DMO・DMC 含む))

3. 事業内容

区分	対象事業	補助率	補助上限額 (1 事業者あたり)
アクセシブルツーリズム (ユニバーサルツーリズム) の推進	貸出用車椅子、折り畳み式スロープ、電動ベッド、 浴槽用手すり、おむつ交換台、筆談用ボード等の 購入 等	1/2	50 万円

※ アクセシブルツーリズム…年齢や障がいの有無、国内外客等の別にかかわらず、誰もが旅を楽しめることを目指す取組み。「ユニバーサルツーリズム」の類語。

※ 令和7年度に同補助金で対象としていた「施設改修」での申請は不可となり、「備品購入」での申請が必須となります。「施設改修」を実施する場合は、観光庁の補助事業を活用ください。

4. スケジュール

事業実施期間：補助金交付決定の日から令和9年1月31日まで

	実施時期
申請受付開始	令和8年9月15日
申請書提出締切	令和8年12月11日

※ 受付は郵送(簡易書留)または持参による先着順とし、予算上限に達した場合は、申請期間終了前に募集を終了します。

※ 交付決定前に発注・契約・支出した経費及び事業実施期間の経過後に支出した経費については、補助対象外となりますので、御注意ください。

※ 国や県等の他の補助金に同様の申請内容で採択されている場合は、本補助金は申請できません。

【申請・問合せ先】

山形県観光文化スポーツ部国際観光・高付加価値創出課 観光振興係
〒990-8570 山形市松波 2-8-1 TEL:023-630-2372

詳細はこちらから
ご確認ください

